

【様式 2】
(施設所管課記入様式)

大東市立野崎人権文化センター 内部評価結果 (施設所管課による評価)

【評価対象施設】大東市立野崎人権文化センター
【指定管理者名】特定非営利活動法人大東野崎人権協会
【評価対象年度】令和 5 年度
【施設所管課名】市民生活部 人権室

業務内容について評価
<p>社会福祉法に定める隣保事業を実施する隣保館の機能を有する野崎人権文化センターは、住民の福祉の向上並びに人権啓発のための交流拠点であるコミュニティセンターとして、地域にねざした活動を行っており、料理教室やクラフト教室、スマートフォン教室といった様々な体験学習や、どなたでも来ていただけるサロン、のざき彩など地域の人々の交流の場として、実施回数の増加を求める声も多く、地域だけでなく地域外の方にも認知されています。</p> <p>また、子どもたちの学習の場として寺子屋のざき塾、外国籍の方への日本語学習の場として日本語教室も継続的に実施に努められ、人権バスツアー、人権パネル展や人権に関するポスターも積極的に実施、掲示し人権啓発に努められていたことから、本市の人権意識の向上に貢献したと評価します。</p> <p>そして、総合相談・支援事業につきましては、身近な生活面の相談から、就労、人権、教育支援とさまざまな分野の相談に対し、貴団体がこれまで培つてこられた地域や関係機関との連携を活用するだけでなく、センター外での出張相談の場所を増やすなど、相談者の課題解決に大きく貢献していただきました。</p>

利用者満足度について評価
<p>日頃から利用者とのコミュニケーションに努め、また、意見箱を設置するなど、利用者の意見や希望を聞くことに努められ、全職員で共有し、必要に応じて所管課含む関係機関と連携し、日々改善に取り組み、その改善箇所を広報することで若年層をはじめ、新規利用者の増加に繋げておられました。引き続き、利用者に満足していただける運営に努めてもらうことを期待します。</p>

収支状況について評価

令和5年度は、人件費や事業費といった支出の増加が見られますが、全体として経費節減に取り組まれた結果、収支状況は良好な状態であると評価します。

総合評価

野崎人権文化センターは、住民福祉の向上や人権啓発の交流拠点となる役割があります。

市民のつながりを大切にしながら人権尊重の土壤をつくり、生活の安定や向上、生涯学習の推進につなげる取り組みが必要です。様々な種類の事業を展開することで、幅広い世代のかたに参加していただき、野崎人権文化センターだよりでの人権啓発や生活・福祉につながる情報発信の充実などに取り組み、人権文化センターの認知度向上、市民の人権意識の向上に大きく貢献していただきました。

そして、総合相談・支援事業においては、様々な課題をもつ相談者に対し、地域や関係機関と連携し伴走型の支援を行うことで、相談者の問題解決に努められ、可能な範囲で施設目的に沿った事業運営に努められました。

今後も施設利用者や事業参加者が満足できる、事業企画やインターネット等を活用した取り組みに工夫し、広報活動にも一層努められることを期待します。